



様式第6号（第6条関係）

2025年 9 月 1 日

宮田村議会議長 様

請求代表者 宮田村議会議員 小林 宏美

宮田村議会議員 米田 公生

政治倫理審査請求書

宮田村議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査請求対象議員	小木曾 章典 議員
審査請求の対象となる事由	宮田村議会議員政治倫理条例、第2条第1項、 第3条第2号、第3条第4号、第3条第6号 の規定に違反すると認められるため。
審査請求の対象となる事由の 内容	1. 自身が代表を務める会社の利益を図ろうとして いる行為。 2. 執拗に役場窓口を訪れる、頻繁にメールをする 等行って、職員の公正な職務執行を妨げる行為。 3. 村があたかも、道路管理者としての責務を怠っ ているかのような印象を与える行為。
審査請求の対象となる事由を 証する資料	別紙による。



宮田村議会議長 川手 三平 殿

令和 7 年 9 月 1 2 日

宮田村議会議員政治倫理審査特別委員会

委員長 久保田 秀男

審 査 報 告 書

政治倫理特別委員会の審査結果を以下のとおり報告いたします。

記

1. 宮田村議会議員政治倫理条例第 2 条 1 項に関して

村民全体への奉仕者としての自らの役割と責務を果たすべき行動とは解し難い為、条例に違反するものと判断する。

2. 同条例第 3 条第 2 号に関して

公益のためであると主張しているが、実際には自社の利益確保のために活動していると判断できる行動であり、条例に違反するものと判断する。

3. 同条例第 3 条第 4 号に関して

執拗に窓口対応を迫るなど、行政の職務執行を著しく妨げる行為が確認された。この事は本人も認めている。条例に違反するものと判断する。

4. 同条例第 3 条第 6 号に関して

村が可能な限りの対応をしているにもかかわらず、当該議員が「実質的な対応を行っていない」と主張して署名活動を行っていることは村の名誉を傷つける行為であり、条例に違反するものと判断する。

以上

なお、詳細な議論内容については添付した議事録をご確認ください。